

防ごう!!

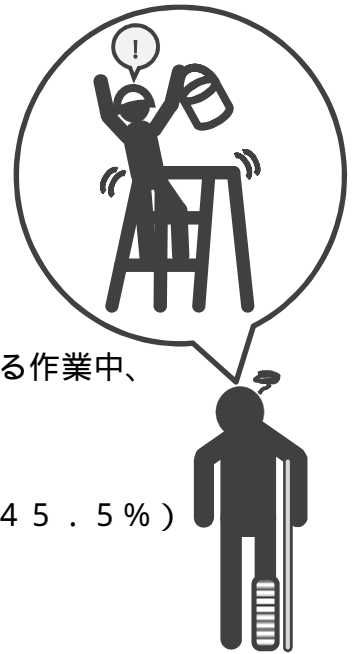
木造家屋建築工事業の労働災害

建設業のうち木造家屋建築工事業においては、高所からの墜落・転落や、丸のこ盤等の木材加工用機械により、身体の一部を切断するなどの労働災害が多発しています。

この中には、死亡災害や身体に障がいが残る災害など、重篤な災害が少なくありません。労働災害を防止するための対策を徹底しましょう。

労働災害発生状況

札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署管内では、平成20年から24年の5年間に木造家屋建築工事業において、176件の労働災害が発生しており、このうち、あつてはならない死亡災害は2件発生している状況です。



【死亡労働災害事例】(現場作業の労働災害のみ記載)

木造平屋建ての店舗の新築工事現場において、母屋に垂木を取付ける作業中、姿勢を崩したため約4.5m下のコンクリート床に墜落した。

【事故の型別・起因物別】(発生件数が多い災害のみ記載)

- 高所からの墜落・転落災害 ... 80件 (木造家屋建築工事業の45.5%)
 - はしご・脚立からの墜落・転落 ... 23件
 - 屋根・はり等からの墜落・転落 ... 18件
 - 足場からの墜落・転落 ... 17件 ...など
- 木材加工用機械による災害 ... 21件 (木造家屋建築工事業の11.9%)
 - 丸のこ盤による災害 ... 16件
 - かな盤による災害 ... 2件 ...など
- 転倒による災害 ... 23件 (木造家屋建築工事業の13.1%)
(通路や足場、作業床等での転倒) ...など

【負傷の程度別】

- いわゆる重体・重傷とされる休業1か月以上の災害は117件(死亡労働災害2件を除く)と、木造家屋建築工事業の67.2%を占めています。
(墜落・転落は80件中63件、木材加工用機械は21件中15件、転倒は23件中15件...など)
- 傷病性質別では、骨折86件、創傷29件、打撲24件、関節の障害(捻挫・脱臼等)15件、身体の一部切断7件、脊髄損傷1件、熱中症1件 ...などとなっています。

【安全管理上の問題が認められた災害】

安全管理上の問題が認められたため行政指導の対象となった事案は94件と、木造家屋建築工事業の53.4%を占めており、他の業種と比較して高い傾向にあります。

札幌中央労働基準監督署
札幌東労働基準監督署

1

墜落・転落による災害を防ぎましょう

木造家屋建築工事業においては、高所からの墜落・転落による労働災害が最も多く発生しています。

墜落・転落災害の特徴として、骨折等により長期間の休業を要する災害や、身体に障がいが残る災害となる率が高く、時として死亡災害となるおそれのある重篤な災害であることから、墜落・転落災害を防止するための対策を徹底しましょう。

安全な足場（作業床）を組み立てましょう

高所において作業を行う際は、法令等の安全基準に基づき現場の状況に合った適切な足場を組み立てましょう。

足場からの墜落・転落災害を防止するため、手すり、中さん、幅木（一側足場は除かれます）、防網等は適切に取付けましょう。

はしごや脚立からの墜落・転落を防ぎましょう

はしご等を使用中に、はしご等が転倒して墜落するという災害が散見されています。

はしご等が転倒しないよう金具やひも等で結束して固定する、または、幅が広く安定した脚のあるはしご等を使用しましょう。

床に凹凸のある箇所、ぬかるみのある箇所など、足元が不安定な場所に設置する際は、コンパネ等で養生してから使用しましょう。



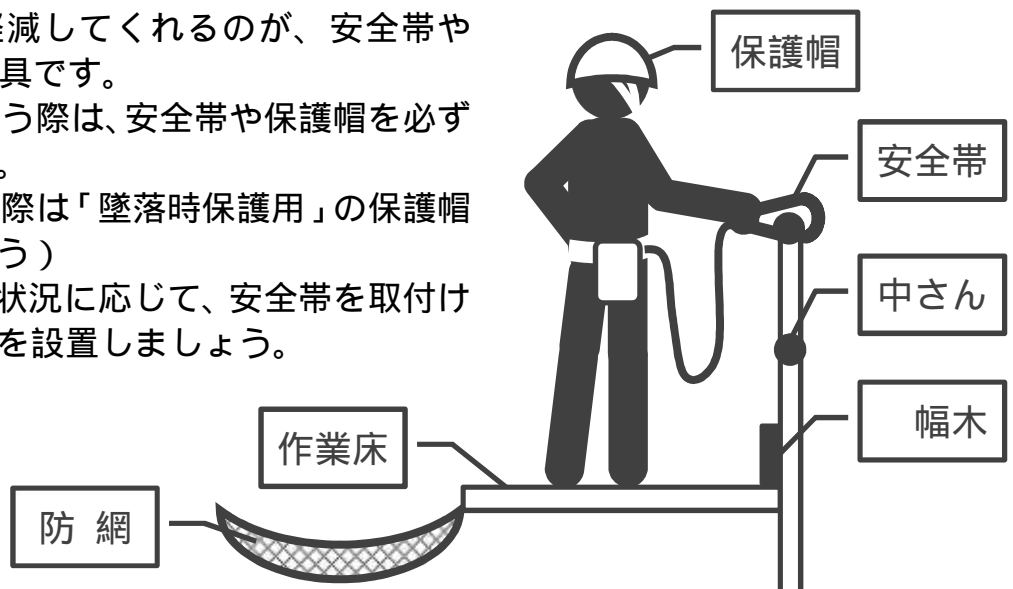
安全帯や保護帽（ヘルメット）等の保護具を使用しましょう

高所から墜落した際に身体を保護し又は負傷の程度を軽減してくれるのが、安全帯や保護帽等の保護具です。

高所作業を行う際は、安全帯や保護帽を必ず使用しましょう。

（高所作業の際は「墜落時保護用」の保護帽を使用しましょう）

また、現場の状況に応じて、安全帯を取付けるための親綱等を設置しましょう。



2

木材加工用機械による災害を防ぎましょう

木造家屋建築工事業においては、丸のこ盤などの木材加工用機械による労働災害が散見されており、身体の一部を切断する等の重篤な災害が発生しています。

発生した災害を見ますと、不適切な使用方法によるものが大半を占めている状況から、木材加工用機械による災害を防止するための対策を徹底しましょう。

木材加工用機械を適切に使用しましょう

木材加工用機械を使用する際は、メーカーが作成した取扱い説明書に基づき作業を行いましょう。

また、取扱い説明書等により禁止された作業方法や、機械を改造して使用することは絶対に避けましょう。

安全装置を有効な状態としましょう

木材加工用機械には、身体と刃が接触することを防止するため、安全カバーが設けられています。

この安全カバーを取外したり、番線等で固定するなど、安全カバーを無効な状態とせず、必ず有効な状態にしましょう。

また、定期的に点検整備を行い、機械本体や安全装置を有効な状態にしましょう。

加工する材料に適した機械や工具を使用しましょう

加工する材料の大きさや、形状に適した機械や工具を使用しましょう。

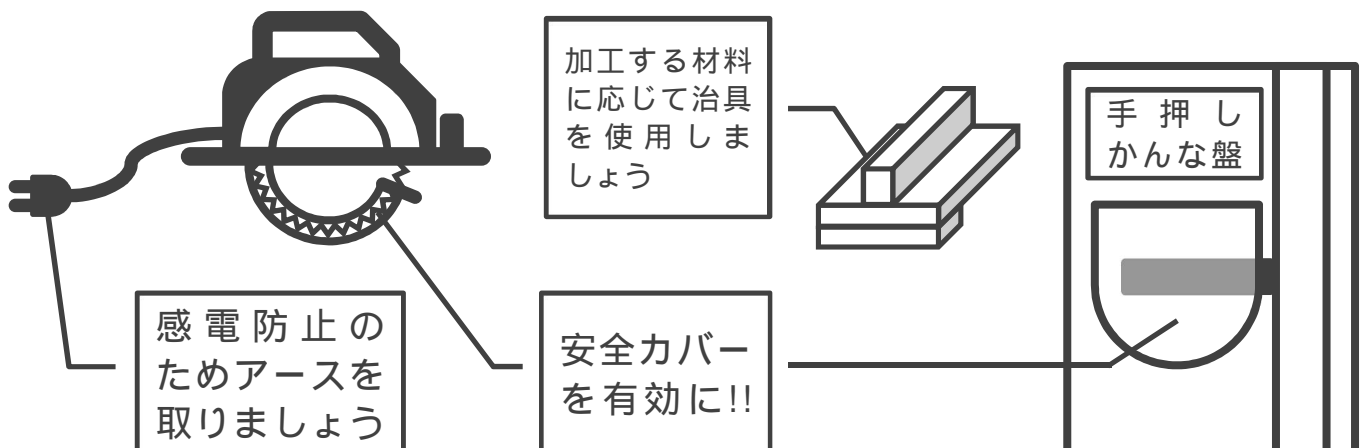
大型の力のある工具で小さな材料を加工すると、材料がはじかれる等して手や指が機械に巻き込まれたり、刃に触れるなどの危険があるため、加工する材料に適した機械や工具を使用しましょう。

また、加工する材料により、機械や工具の刃と手や指が近接して危険な状態となることが想定される場合は、適切な治具を使用しましょう。

感電防止のためアース（接地）を取りましょう

電動工具は使用する環境により感電する可能性がありますので、必ずアースを取りましょう。（二重絶縁構造等の感電防止対策が施されたものを除きます）

札幌中央労働基準監督署管内においては、平成24年に金属製品製造業で電動工具を使用中の労働者が、感電により死亡するという災害が発生しています。



3

転倒による労働災害を防ぎましょう

転倒災害とは、すべる又は転ぶことにより負傷した労働災害のことです。

転倒災害は、墜落・転落災害や機械災害等と比較して軽視されがちですが、発生した災害を見ますと、骨折などにより長期の休業を強いられる事例も多く見られます。

また、転倒した際に頭部、頸部、腰部など体の重要な部分を負傷する災害も発生していることから、この転倒災害の防止についても積極的に活動を進めましょう。

札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署管内においては、他の業種（商業等）において転倒した際に頭部を強打するなどにより死亡した事例が発生しています。

安全な通路、作業場所を確保（整理整頓）しましょう

建築中の現場では、色々な資材や工具等が床上等に置かれていますが、これらが無造作に置かれた状態では、歩行中につまづき転倒するおそれがあります。

また、床が水や雪等で濡れている、ビニルシート等の滑りやすいものが床に落ちている場合は、足を滑らせ転倒するおそれがあるため、整理整頓と清掃を徹底し安全な通路と作業場所を確保しましょう。



安全な歩行を心がけましょう

仕事を行うためには、体を動かさなければなりません。

言い換えれば、歩くことも仕事の一つであるということが言えます。

歩行する際又は作業の際には走らない、急な動作をしないよう心がけましょう。

また、足に合わない靴や、靴底がすり減ったもの、靴のかかとを踏んだ状態で歩行することは転倒するおそれがあるため、靴は適切に履きましょう。

作業前に準備運動を実施しましょう

作業前に体をほぐすことは転倒防止に、また、転倒したとしても負傷程度の軽減に効果がありますので、必ず準備運動を実施しましょう。

4

労働安全衛生教育と訓練を実施しましょう

労働災害防止のため、労働安全衛生に関する教育や、火災及び地震発生時等を想定した避難訓練、また、負傷者が発生した場合の応急処置の方法等について、定期的に教育と訓練を実施しましょう。

